

# 山梨県身延町 魅力体験ツアー

令和元年7月20日(土)  
日帰りバスツアー



新宿発着

移住者  
小林さん



なかとみ和紙の里で  
灯り漉き(筒)体験

先輩移住者との交流会

参加費

特別価格  
4,000円

☆身延お土産 プレゼント付き☆

募集  
人員

限定15名(最少催行人員 10名)  
※添乗員及び主催者が同行します。

集合  
場所

JR新宿駅西口 9番出口付近  
7時15分

インターネットでのお申込みは

<http://www.yamanashi-kankou.jp/y-tab>

いい旅やまなしナビ

検索

募集  
締切

令和元年7月12日(金)

お電話でのお申込みは

【旅行企画・実施】

公益社団法人 やまなし観光推進機構  
お申込み専用ダイヤル

055-231-2230

お申込み営業時間 9:00~17:00 (平日のみ)

【主催】身延町

【協力】山梨県、(公社)やまなし観光推進機構

# 日帰りバスツアースケジュール

【7月20日】

7:30 JR新宿駅 西口出発  
(首都高速・中央道・中部横断道)  
談合坂SA(休憩)  
10:30~11:30 身延町・甲斐常葉駅周辺  
「先輩移住者との交流会」  
12:00~13:00 身延山 宿坊「覚林坊」にて昼食  
『湯葉料理のおてらんち』  
13:10~14:30 身延山久遠寺  
本堂などのご案内と非公開の  
「大奥水鳴楼の襖絵」を特別拝観  
15:00~16:20 なかとみ和紙の里  
灯り漉ぎ体験&身延町の紹介  
(中部横断道・中央道・首都高速)  
19:20 JR新宿駅 西口到着



身延町：本栖湖  
千円札の富士山



身延町は  
ここです



宿坊 覚林坊  
おてらんち



日蓮宗総本山  
身延山久遠寺

※旅行スケジュール及び到着時間は交通状況等により変更になる場合がございます。

## お申込・お支払方法

- ① インターネット申込み：クレジットカードでの決済になります。
- ② 電話申込み：055-231-2230 富士の国やまなし旅センター  
営業時間(平日のみ) 9:00~17:00 お支払いは銀行振込となります。  
(※振込手数料はお客様の御負担となります)  
【振込先】山梨中央銀行 県庁支店 普通口座 670860  
【口座名】公益社団法人やまなし観光推進機構

\*募集型企画旅行と書いてあるものは前金で旅行代金をお支払いいただきます。また、下記条件により催行されます。

ご旅行条件(要約) お申し込みの際には、必ず旅行条件説明書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

### ●募集型企画旅行取引条件説明書(要約)

この旅行は(公社)やまなし観光推進機構(山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県知事登録旅行業第2-268号。以下「当機構」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件説明書(全文)、契約書面、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面によります。

#### ●お申し込み

(1)お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(二つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)\*※申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当機構が予約の承諾した翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3)a.旅行開始日に65歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当機構は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当機構が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

#### ●旅行代金

(4)子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様にご利用します。

#### ●旅行契約内容・代金の変更

(5)当機構は天災地変、暴動、暴走、輸送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

#### ●取消料がかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

(6)お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することが出来ます。取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

#### ●取消料がかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

(7)①旅行契約の内容の10項に例示されているような重要な変更が行われたとき。②旅行代金が増額されたとき。③当機構が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。④当機構の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どりの実施が不可能となったとき。

#### ●当機構による旅行契約の解除

(8)次の場合当機構は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。・申し込み条件の不適合。・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

#### ●特別補償

(9)当機構はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、補償金及び入院見舞金を支払います。

#### ●個人情報取り扱いについて

(10)当機構は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただきます。また、旅行者が申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(11)当機構は、当機構が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当機構は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれらを利用させていただくことがあります。

#### ●募集型企画旅行契約約款について

(12)この条件に定める無い事項は当機構旅行業約款によります。当機構旅行業約款をご希望の方は、当機構にご請求ください。

| 解除の時期                     | * ( )内は日帰り商品の場合 | 取消料の内容    |
|---------------------------|-----------------|-----------|
| 旅行出発日の前日から起算して21日(11日)前まで |                 | いただきません   |
| 旅行出発日の前日から起算して20日(10日)前まで |                 | 旅行代金の20%  |
| 旅行出発日の前日から起算して7日前まで       |                 | 旅行代金の30%  |
| 旅行出発日の前日                  |                 | 旅行代金の40%  |
| 旅行開始当日                    |                 | 旅行代金の50%  |
| 旅行開始後の解除又は無連絡不参加          |                 | 旅行代金の100% |

### 旅行企画・実施

登録番号 山梨県知事登録旅行業第2-268号

会社名 公益社団法人やまなし観光推進機構 /  
富士の国やまなし旅センター

住 所 〒400-0031 甲府市丸の内1-6-1山梨県庁別館2F

電話番号 055-231-2230 FAX055-221-3040

E-mail y-tab@yamakan-sk.jp

総合旅行業務取扱管理者 岡 美広

担当者:糸井 和夫

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご連絡なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。



## 身延町への移住に関するご相談

身延町役場 企画政策課 田舎くらし推進担当

〒409-3392

山梨県南巨摩郡身延町切石350

TEL 0556-42-4801

FAX 0556-42-2127

E-mail: inakakurashi@town.minobu.lg.jp